

税の申告が始まります

2月16日(金)～3月15日(木)

平成19年度市民税・都民税の申告と、平成18年分所得税の確定申告の受け付けが始まります。3月になると市役所および税務署の申告窓口が大変混み合いますので、早めの申告をお願いします。

期限を過ぎて申告書を提出すると、納税通知書の届く時期が遅くなったり、課税証明書が必要なときに、すぐに交付を受けられませんので、ご注意ください。

なお、広報こまえ1月15日号でお知らせしましたが、平成19年度から国から地方への税源移譲が行われ、市民税・都民税所得割額の税率が変わり、定率減税は廃止となります。そのため多くの場合、市民税・都民税が増え、19年中に徴収される所得税は減りますので、ご承知ください。

※申告会場への車の来場は、遠慮ください。

〔問い合わせ〕課税課

申告書の受付方法

■受付期間

2月16日(金)～3月15日(木)(土・日曜日を除く) 午前8時30分～午後5時

※2月25日(日)・3月11日(日)(午前9時～午後3時)は、平日市役所に来庁できない方などのた

め、申告の受け付けを行います。

■受付会場

課税課

■受付内容

▽市民税・都民税の申告
▽記載済みの所得税確定申告書の預かり(受付窓口での書き方の相談は行っていないのでご注意ください)

市民税・都民税

■申告が必要な方

平成19年1月1日現在、市内に居住し、次に該当する方
▽年金受給者で確定申告の必要のない方
▽給与所得のみで前年中に退職し、再就職していない方
▽市外在住で、市内に事業所、事務所または家屋敷をお持ちの方

方

なお、前年中に収入のない方でも、次に該当する方は申告が必要です。

▽国民健康保険に加入している方

方

▽非課税証明書の必要な方

▽同居していない方に扶養されている方

▽だれの扶養にもなっていない方

■申告が不要な方

▽所得税の確定申告をする方
※所得税の確定申告をしなればならない方は、税務署に所得税の確定申告を行えば、改めて市民税・都民税の申告をする必要はありません。

なお、市民税・都民税の申告をしても所得税の確定申告をしたことにはなりません。

▽勤務先から市へ給与支払報告書が提出され、この給与以外に所得のない方(提出されているか不明の場合は勤務先に確認してください)

■申告に必要なもの

市民税・都民税申告書、認め印、所得や経費の分かるもの、社会保険料・生命保険料などの領収書や証明書

■申告書の配布

昨年、市民税・都民税の申告をした方には、2月8日(木)に申告書を発送しました。

平成18年中に市内に転入した方、汚損・破損等、申告書が必要な方は、課税課までお越しになるか、ご連絡ください。

所得税

▽所得税の確定申告が必要な方
▽事業所得、不動産所得、雑所得

土地等の譲渡所得等がある方で、各種所得金額の合計額が、配偶者控除・扶養控除・基礎控除などの所得控除の合計額を超える方
▽給与所得のある次に該当する方

①給与の収入金額が年収2,000万円を超える方
②給与以外の所得が20万円を超える方
③給与を2カ所以上から受けている方

▽土地、建物等の譲渡所得がある方で、譲渡所得の課税の特例を受けた結果、税金がかからない方

■給与所得(源泉徴収)のみの方で確定申告をすれば税金が戻る方
▽多額の医療費を支払った方
▽自宅を住宅ローンで取得した方

▽前年の途中で退職し、年末調整を受けていない方
▽災害や盗難にあった方
▽特定の寄附金を支払った方

▽年末調整時に各種控除の申告漏れのあった方

■公的年金等の所得のみの方で所得税が源泉徴収されている方
医療費・社会保険料・生命保険料控除等を受ける場合は、確定申告が必要です。申告によって算出した税額と源泉徴収税額を比べて、還付になる場合と納税になる場合があります。

■申告手続きに必要なもの
印鑑、給与所得の源泉徴収票、医療費の領収書など所得控除を受けるための証明書や領収書

住宅借入金等特別控除を受ける方(取得の場合)は、住民票の写し、建物・土地の登記簿謄

本または抄本(登記事項証明書、売買(請負)契約書の写し、住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書を添付してください。)
※必要な添付書類がないときや、記載内容に誤りがあったときなどは、還付金の支払いが大幅に遅れることがあります。

■確定申告書の提出と相談は

武蔵府中税務署 ☎ 042(362) 4711

〔最寄り駅〕分倍河原駅(JR南武線、京王線)から徒歩5分
府中本町駅(JR南武線)から徒歩10分

確定申告期間中(2月16日(金)～3月15日(木))は、駐車場が利用できませんので(紅葉マーク・四葉マーク表示の車を除く)、公共の交通機関等をご利用ください。
※計算・記入済みの確定申告書

月 日	相談人員	相談時間	会 場
2月21日(水)	各日120人	午前9時30分～正午 午後1時～4時	中央公民館
2月22日(木)			
2月23日(金)			
2月26日(月)			

※午前8時から中央公民館入口で整理券を配布します。
※来場の際は、申告に必要な資料・筆記用具・電卓をご持参ください。
※譲渡所得、贈与・相続の相談は行いません。
※税理士に依頼している方はご遠慮ください。
※武蔵府中税務署では、2月18日・25日の日曜日は開庁します。

平成19年度からの

市・都民税Q&A

Q どのように変わりますか？

A 今まで3段階(5%、10%、13%)の累進課税だった市・都民税の所得割が、所得に関わらず一律10%(市民税6%、都民税4%)の比例税率に変わります。

Q 税負担は増えますか？

A 市・都民税は増えますが、所得税の税率を変えることで税額を減らして調整するため「市・都民税+所得税」での負担は変わりません。しかし、定率減税の廃止により、税負担は増加します。

Q いつからですか？

一方、事業者は、市・都民税の増加は平成19年6月から、所得税の減少は平成20年3月の確定申告から実施されますので、税負担の増加が先行します。

身近な緑を大切に

市では、水と緑に恵まれたつるおいのある都市環境を目指し、緑を守り育てるため、保存樹木の管理や生け垣造成を行う際に補助を行っています。

〔問い合わせ〕環境改善課

●保存樹木等の指定

次の基準に当てはまる樹木等を保存樹木等に指定し、奨励金を交付しています。

- ▽1・5 mの高さにおける幹の周囲が1 m以上であること
- ▽高さが10 m以上であること
- ▽株立ちした樹木で高さが3 m以上であること



嘱託

職員募集

- 〔職種〕下表のとおり
- 〔受験資格〕心身ともに健康なおおむね25歳から55歳までの方
- 〔任用期間〕原則1年間（4月1日～平成20年3月31日）
- ※必要に応じて任用期間を更新する場合があります。
- 〔勤務時間〕下表のとおり
- 〔勤務場所〕市内施設
- 〔申込方法〕市販の履歴書（写真添付）および資格証明書（写し）を、2月28日（水）までに必ず本人が持参してください。
- 〔面接試験〕3月1日（木）または2日（金）に実施
- 〔申し込み・問い合わせ〕職員課へ。

■嘱託職員募集内容

職 種	募集人員	勤務時間等	報酬月額（予定）
一般事務	若干名	週4日または5日（月～金曜日） ※配属先により異なります。 午前8時30分～午後5時15分	週4日 15万7,700円 週5日 19万7,200円
看護師（有資格者）		週5日（月～金曜日） ※一部土曜日勤務有 午前8時30分～午後5時15分	22万5,100円
栄養士（有資格者）		週5日（月～金曜日） 午前8時20分～午後5時5分	19万7,200円
司書（有資格者）		週5日 午前8時30分～午後5時15分 または 午前10時30分～午後7時15分 ※勤務日・勤務時間はローテーションによる （休日は土・日曜日または月・火曜日に指定）	20万1,800円

交通災害共済に加入しましょう

～みんなで一緒に。
ちよこつとサイズのたしかな安心～

交通災害共済は、都内39市町村の住民が会費を出し合い、交通事故にあつたとき、見舞金を受けられる助け合いの制度です。新年度分（4月1日共済開始）の申し込みを受け付けます。

〔コース・会費〕

- ▽Aコース 年額1,000円
- ▽Bコース 年額500円
- ※1人1口に限りです。

〔申込方法〕加入申込書に会費を添えてお近くの金融機関（郵便局を除く）で申し込みください。

〔加入できる方〕市内在住で、住民登録・外国人登録のある方※小・中学生、消防団員は市の費用で、Bコースに加入します（Aコース希望の方は、自費でBコースに加入すればAコースになります）。

〔共済期間〕4月1日～平成20年3月31日
※年度途中に加入した場合は、申し込みの翌日からとなります。

〔見舞金対象事故〕日本国内で発生した交通事故で、次の交通機関等で身体に傷を受けた場合（自転車・バイク・自動車・電車・汽車・モノレール・船舶・航空機・身体障がい者用

の車椅子等）

〔見舞金の額〕別表のとおり

〔交通遺児年金〕義務教育終了前の遺児の方には遺児年金が支給されます。

※申込書は2月中に各戸に配布予定です。市内の金融機関（郵便局を除く）にも配布しますのでご利用ください。

〔問い合わせ〕管理課

■共済見舞金

等 級	交 通 災 害 の 程 度	見 舞 金 額	
		Aコース （会費1,000円）	Bコース （会費500円）
1等級	死亡（交通災害を受けた日から1年以内）	300万円	150万円
2等級	重度の後遺障害（交通災害を受けた日から1年以内）	200万円	100万円
3等級	入院日数90日以上 of 傷害	45万円	30万円
4等級	入院日数60日以上 of 傷害	30万円	20万円
5等級	入院日数30日以上または実治療日数100日以上 of 傷害	22万円	15万円
6等級	入院日数20日以上または実治療日数50日以上 of 傷害	15万円	10万円
7等級	入院日数10日以上または実治療日数25日以上 of 傷害	12万円	8万円
8等級	実治療日数10日以上 of 傷害	8万円	5万円
9等級	実治療日数5日以上 of 傷害	5万円	3万円
10等級	実治療日数5日未満 of 傷害	3万円	2万円

※重度の後遺障害とは、身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる1級から3級までの障害に該当するに至ったときをいいます。
※Aコースの3～10等級の見舞金額は、Bコースの2倍の金額になっていませんので、ご注意ください。



—その157—

お食い初め

生まれた子が初めて膳に着く「お食い初め」の祝いは、生後百日目か百十日目、または百二十日目に行われてきました。今に続くこの習わしを、明治生まれの人などの話から紹介します。

「生まれて百日目だったかに、お食い初めてね、まあ、ちよつとしたお祝いですよ。首がしっかりとすわるころにやるんですね。生後三日目のミツメのぼたもち、七日目のお七夜、それから三十日過ぎてのお宮参り。そのあとが、ごく内々で祝うお食い初め。成長の節目々々のお祝いってわけですよ。」

「百日目のお祝いを百十日目にやることも多いんですけどね。それは、食い延ばすようにって、長生きするようにってね、意味があるんだって聞きましたよ。百二十日目をやったということも聞いてます。」

「子ども用の小さい食器一式、ご飯茶わん・汁わん・皿・箸などを膳に並べ、小豆ご飯に尾頭付きでね。お煮しめもちよつとね。小豆ご飯を一粒でも二粒でも口に入れてやって、食べるまねごとをするわけです。お赤飯という家もありますけど、小豆ご飯が多かったんじゃないんですか。神棚や仏壇にも供えてね、お食い初めだと報告するんです。神様やご先祖様にね。」

この日のための食器一式は、初めての子ときには、嫁の里から届けられたという人もいます。

すが、近くの荒物屋などで買ってきたり、あるもので間に合わせたりと話す人もあります。

お食い初めに使う尾頭付きの焼き魚は、鯛を用意した家もありますが、多くは鰯などでした。

魚は頭の固いものがよいのだといます。この膳には小石をそえる習わしもみられました。丈夫な歯が生えるように、石のようにな固い丈夫な歯になるようにと、歯固めの願いが込められています。この小石を「石のおかず」とよぶこともあったそうです。石は多摩川の川原で拾ってきたり、家の井戸端近くや主屋の雨だれ落ちのところから拾ったりしました。また、お宮参りをした氏神様の境内から拾ったりもします。

小石をお食い初めの膳に置くことを、いまではあまり聞けなくなりましたが、近年もこの習わしの行われていた家もあります。和泉本町のそのお宅では、平成十七年三月誕生の女児のお食い初めを百十日目に行い、お膳には小豆より少し大きめな黒つぶい小石を三つ、小皿にのせて置いたそうです。石は女児の父親が伊豆美神社の本殿の前からいただいてきたもの。歯固めのいわれを、女児の百一歳の曾祖母から聞いたといいます。

先月、一月十三日に行われた秋篠宮ご夫妻の長男、悠仁さまの「お箸初」は、お食い初めにあたる儀式です。白木の三方にのせた小豆粥、金頭かながしらという魚、そして特に、青い二つの小石のあったことが記憶に残りました。

中島 恵子

（狛江市文化財専門委員）

人事行政の運営等の状況の公表

狛江市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定に基づき、市職員の人事行政の運営等の状況についてお知らせします。

この公表は、市職員の任免、職員数や給与、勤務条件などの状況をお知らせし、説明責任を果たし、透明性を高めることにより、より適正な人事行政の運営を確保することを目的としています。

なお、ここで公表する内容は、特に注釈がない限り、常勤の一般職員についてのもので、嘱託員や臨時職員については含まれていません。

市ホームページでもご覧になれます。
〔問い合わせ〕給与の状況、人事行政の運営等の状況については職員課、職員の定員の状況については企画経営室

7 昇給期間短縮の状況（一般行政職）

区 分	平成17年度	平成16年度
職 員 数	305人	326人
普通昇給期間(12月)を短縮して昇給した職員数(Ｂ)	42人	13人
比 率	13.1%	4.0%

8 職員手当の状況

調 整 手 当 (平成17年度) ※調整手当は平成18年度から地域手当に変更になりました。	支給率		10%
	支給対象の職員数		全職員
	国の制度（支給率）		0～12%
	支給対象職員1人当たり平均支給月額（平成17年度決算額）		38,533円
特殊勤務手当 (平成17年度)	区 分		全職種
	職員全体に占める手当支給職員の割合		23.7%
	支給対象職員1人当たり平均支給月額		10,189円
	手当の種類		7
	徴収手当、清掃作業等従事手当、訪問・指導等従事手当、感染症防疫作業従事手当、行路病人および行路病死者取扱作業従事手当、出勤手当、変則勤務従事手当		
超過勤務手当	平成17年度	支給総額	71,885千円
		職員1人当たり平均支給月額	12,250円
	平成16年度	支給総額	75,353千円
		職員1人当たり平均支給月額	12,509円

区 分	内 容	国の制度との異同	国の制度
扶養手当	配偶者 14,500円 そのほかの親族 6,100円 特定期間のある子 4,000円	異なる	配偶者 13,000円 そのほかの親族 6,000円 特定期間のある子 5,000円
住居手当	世帯主またはこれに準ずる者 10,500円	異なる	自己所有住宅 2,500円 賃貸住宅支給限度額 27,000円
通勤手当	交通機関利用者 原則6ヵ月定期券額を支給 バスは、バスカード基準により毎月支給 交通機関の支給限度（1ヵ月当たり） 55,000円 交通用具利用者 通勤距離に応じて毎月支給	異なる	交通機関利用者 原則6ヵ月定期券額を支給 交通機関の支給限度（1ヵ月当たり） 55,000円 交通用具利用者 通勤距離に応じて毎月支給

（平成18年4月1日現在）

区分	狛江市	国	東京都
期 勤 末 勉 手 手 当 当	(平成17年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 6月期 1.55月 0.52月 (0.75月) (0.27月) 12月期 1.50月 0.63月 (0.95月) (0.28月) 3月期 0.25月 ー (0.10月) (ー) 小 計 3.30月 1.15月 (1.80月) (0.55月) 期末勤勉手当合計 4.45月 (2.35月) 職務段階別加算割合 部長職20% 課長職15% 課長補佐職等10% 係長職等5% ()内は、再任用職員に係る支給割合	(平成17年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 6月期 1.40月 0.725月 (0.75月) (0.35月) 12月期 1.60月 0.725月 (0.85月) (0.40月) 3月期 ー (0.10月) (ー) 小 計 3.00月 1.45月 (1.60月) (0.75月) 期末勤勉手当合計 4.45月 (2.35月) 職務段階別加算 有	(平成17年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 6月期 1.60月 0.475月 (0.75月) (0.275月) 12月期 1.65月 0.475月 (0.95月) (0.275月) 3月期 0.25月 ー (0.10月) (ー) 小 計 3.50月 0.95月 (1.80月) (0.55月) 期末勤勉手当合計 4.45月 (2.35月) 職務段階別加算 有
	(平成18年3月31日現在) (支給率) 普通退職 定年等退職 勤続20年 24.25月 35.0月 勤続25年 32.5月 45.5月 勤続35年 49.75月 59.2月 最高限度 59.2月 59.2月 加算措置 定年前早期退職 特例措置 (2%～20%加算) 平成17年度平均支給額 (普通退職) 3,590,161円 (定年等退職)27,998,218円	(平成18年3月31日現在) (支給率) 普通退職 定年等退職 勤続20年 23.5月 30.55月 勤続25年 33.5月 41.34月 勤続35年 47.5月 59.28月 最高限度 59.28月 59.28月 加算措置 定年前早期退職 特例措置 (2%～20%加算)	(平成18年3月31日現在) (支給率) 普通退職 定年等退職 勤続20年 24.25月 35.0月 勤続25年 32.5月 45.5月 勤続35年 49.75月 59.2月 最高限度 50.0月 59.2月 加算措置 定年前早期退職 特例措置 (2%～20%加算)

9 特別職の報酬等の状況（平成18年4月1日現在）

区 分	給料月額等	退職手当	17年度支給割合
市 長 役 給 助 役 料 収 入 役	753,580円(919,000円) 703,100円(790,000円) 655,040円(736,000円) 市長18%・助役・収入役11%を減額	1年に付き4.0月 1年に付き3.0月 1年に付き2.5月	期末手当 6月期 2.07月 12月期 2.13月 3月期 0.25月 計 4.45月
議 長 報 副 議 長 酬 常 任 委 員 長 議 員 酬	560,000円 500,000円 483,000円 475,000円	無 無 無	期末手当 6月期 2.0月 12月期 2.75月(3.0月) 3月期 ー 計 4.75月(5.0月)

※特別職の給料等の額は、学識経験者等で構成される狛江市特別職報酬等審議会の答申に基づき条例で定められています。
※（ ）内は、減額前です。

職員の給与・定員の状況

市職員の給与は、地方公務員法に基づき、民間企業の給与実態などを調査して行う国の人事院、都の人事委員会の勧告の内容や、各市の状況などと比較し、市議会の議決によって定められる条例等で決められています。

また、市長、助役、収入役、教育長の給料や、市議会議員の報酬は、「狛江市特別職報酬等審議会」の答申に基づき、市議会の議決を経て、条例で定めています。

公表する主な内容は、国や都との比較を含め、平成17年度の支給状況と平成18年4月1日現在の職員給与などです。

1 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成18年3月31日)	歳出額 (Ａ)	実質収支	人件費 (Ｂ)	人件費率 (Ｂ／Ａ)
平成17年度	76,126人	20,868,553千円	527,487千円	5,012,005千円	24.0%

※人件費には、給与費のほか退職手当に関する費用や共済費ならびに特別職に支給される給料、報酬等も含まれます。
※普通会計とは、総務省が定めた統一基準により全地方自治体が用いる、地方財政統計上の会計区分のことです。

2 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 (再任用14人含む) (Ａ)	給 与 費			1人当たり給与費 (Ｂ／Ａ)
		給 料	職員手当	計 (Ｂ)	
平成17年度	501人	2,086,718千円	1,452,892千円	3,539,610千円	7,065千円

※職員手当には、退職手当は含まれていません。
※職員数は、特別職を除く平成17年4月1日現在の人数です。

3 職員平均給料月額および平均年齢の状況（平成18年4月1日現在）

区分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
狛江市	373,000円	46歳0月	350,300円	44歳6月
国	328,477円	40歳4月	286,500円	48歳4月
東京都	361,557円	43歳6月	333,526円	47歳0月

4 職員の初任給の状況（平成18年4月1日現在）

区 分		狛江市		国		東京都	
		初任給	採用2年経過日給料額	初任給 (Ⅰ類)	採用2年経過日給料額 (Ⅰ類)	初任給	採用2年経過日給料額
一 般 行 政 職	大学卒	175,616円 (179,200円)	199,136円 (203,200円)	179,200円	196,200円	179,200円	203,200円
	高校卒	144,120円 (144,000円)	149,940円 (153,000円)	138,400円	146,700円	144,000円	153,000円

※（ ）内は、2%減額前です。
※この初任給のほか、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当などが支給されます。

5 職員の経験年数別、学歴別平均給料月額の状況（平成18年4月1日現在）

区 分	経験年数10年		経験年数15年		経験年数20年	
	大学卒	282,240円	339,994円	377,006円	377,006円	377,006円
一般行政職	高校卒	(215,600円)	(258,230円)	(297,038円)	(297,038円)	(297,038円)

※高校卒職員の経験年数別・学歴別は、該当ありません。
※（ ）内は、高校卒採用者給料月額の標準モデルです。

6 一般行政職の級別職員数の状況（平成18年4月1日現在）

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	計
標準的な職務内容		主事	主事	主任主事	係長主査	課長補佐	課長	部長理事	
職 員 数		6 人	61人	82人	82人	20人	37人	12人	300人
構 成 比		2.0%	20.4%	27.3%	27.3%	6.7%	12.3%	4.0%	100%
参 考	1 年前の構成比	0.7%	21.3%	24.9%	29.9%	7.2%	12.1%	3.9%	100%
	5 年前の構成比	2.6%	17.8%	27.0%	32.2%	5.5%	12.0%	2.9%	100%

※給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
※標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。
※職員数は、福祉職・技能労務職等を除いたものです。
※1年前の構成比の1級は、平成18年4月に1級と2級を統合したため、旧1級と旧2級の合計です。
※5年前の構成比は、平成17年1月に給料表を移行したため、当時の級を現在の級にした場合の構成比です。

(2) 部局別職員数（平成18年 4 月 1 日現在）

区 分	職員数	部長級	課長級	課長補佐級	係長級	主任	主事
市 長 部 局	435	8	32	21	89	82	203
議 会 事 務 局	7	2	0	0	2	0	3
教 育 委 員 会	92	2	6	1	12	16	55
選挙管理委員会事務局	3	0	1	0	2	0	0
監 査 委 員 事 務 局	2	0	1	0	1	0	0
農 業 委 員 会 事 務 局	1	0	0	0	1	0	0
計	540	12	40	22	107	98	261

※職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員は除きます。定員の職員数とは統計上、教育長の 1 人の差が生じています。

2 職員の競争試験および選考の状況

職員採用は、地方公務員法の規定により、競争試験（筆記、面接、そのほかの手法）で実施しています。

また、採用後の職員の昇任についても、人事評価、昇任試験などを実施し、勤務成績等の能力の実証に基づいて選考を行っています。

(1) 職員採用試験の状況

平成17年度の職員採用試験の実施状況および採用状況は次のとおりです。

職 種	受験者数	合格者数	採用者数
一 般 事 務	125	7	6
一 般 技 術	0	0	0
そ の 他	0	0	0
計	125	7	6

(2) 昇任試験の状況

平成17年度に実施した職員の昇任試験の実施状況は次のとおりです。

区 分	受験者	合格者	合格率
管理職昇任試験	20	8	40.0%
第一種主任昇任試験	33	11	33.3%
第二種主任昇任試験	24	18	75.0%

(3) 昇任者数

平成17年度および平成18年 4 月 1 日の昇任者は次のとおりです。

区 分	部長級	課長級	課長補佐級	係長級	主任級
平 成 1 7 年 度	5	9	8	0	63
平成18年 4 月 1 日	1	5	4	0	37

3 職員の給与の状況

市職員の給料は、平成17年 1 月から東京都の給料表に準じて、職務給化を図りました。職階ごとに必要とされる職務遂行能力の基準を明らかにし、適正な任用による職務領域、役割分担に応じた給与制度としています。

また、緊急行動計画に基づき、特別職の給料の減額（市長18％、助役・収入役11％）を継続しており、職員についても、平成16年度から職員給料 2 ％、管理職手当10％の減額を実施し、人件費の削減を行っています。

なお、平成17年度の支給状況と平成18年 4 月 1 日現在の職員の給与の状況は「職員の給与・定員の状況」のとおりです。

粕江市と国の給与水準の比較は次のとおりです。

■ラスパイレス指数の推移

年 度	ラスパイレス指数	平均給料月額(百円)
平成14年度	105.7	4,011
平成15年度	104.9	3,919
平成16年度	101.0	3,763
平成17年度	100.3	3,796
平成18年度	100.3	3,730

※ラスパイレス指数とは、地方公務員と国家公務員の給与水準を、国家公務員の構成を基準として、職種ごとに学歴別、経験年数別に平均給料月額を比較し、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を示したものです。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

一般職員の勤務時間は、原則として月曜日から金曜日までの週 5 日間 1 日 8 時間の週40時間となっています。1 日の勤務時間、休憩時間および休息時間は、原則次のとおり割り振られています。

なお、図書館や保育園など公務運営上の事情、職務の性質により、正規の勤務日、勤務時間などが不規則に割り振られる部署もあります。

1 週間の正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休息時間
40時間	午前 8 時30分	午後 5 時15分	午後零時15分から45分間	正午から15分間、午後 3 時から 5 時15分の間の15分間

10 定員の状況（一般行政職）

「粕江市行財政改革推進計画」（平成 9 年度策定）と「粕江市定員適正化計画」（平成11年度策定）を起点とし、必要に応じて両計画の見直しを図りながら、職員数の適正化に取り組んできました。

平成17年度には、「アクションプラン」策定に当たって改訂を行い、今後増加する定年退職者への対応等新たな視点からの検討や将来像を踏まえた考察を行い、定年退職者87人を不補充とするとともに、職員の年齢構成の平準化を図るため33人の採用をし、平成22年 4 月 1 日現在の職員数を、467人とする計画としています。

今後は、行政サービスの質を落とさず、効率的な行政運営を行うことが強く求められることから、組織全体の在り方を踏まえて、削減補充両面から計画を考えて職員の適正配置に取り組んでいきます。

(1) 部門別職員数（定員）の状況（各年 4 月 1 日現在）

		職員数		対前年削減数	主な増減理由
		平成17年	平成18年		
一般行政部門	議 会	7	7		
	総 務	106	106		
	税 務	36	35	△1	欠員不補充
	民 生	183	174	△9	事務の統廃合・縮小、多様な雇用形態の活用など
	衛 生	36	36		
	労 働	—	—		
	農林水産	1	1		
	商 工	6	5	△1	事務の統廃・縮小
	土 木	34	33	△1	多様な雇用形態の活用
	小 計	409	397	△12	
部 特 別 行 門 政	警 察	—	—		
	教 育	94	93	△1	多様な雇用形態の活用など（△ 2）組織改正（1）
	小 計	94	93	△1	
普 通 会 計 計		503	490	△13	
会 公 計 営 企 部 業 門 等	病 院	—	—		
	水 道	—	—		
	下 水 道	7	7	0	
	そ の 他	46	44	△2	受託水道業務の東京都への業務移行
小 計		53	51	△2	
総 合 計		556	541	△15	

※職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員は除きます。

※平成13年度から介護保険事業に従事する職員を「その他」に計上しています。

(2) 定員適正化の状況（各年 4 月 1 日現在）

		平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	計
一 般 行 政 部	減 員	15	5	5	22	15	62
	増 員	17		5	1	3	26
	差 引	2	△5	0	△21	△12	△36
	職員数	435	430	430	409	397	
特 別 行 政 部	減 員	16	3	8	4	2	33
	増 員	2	1		1	1	5
	差 引	△14	△2	△8	△3	△1	△28
	職員数	107	105	97	94	93	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	減 員	11		1	2	2	16
	増 員	11					11
	差 引			△1	△2	△2	△5
	職員数	56	56	55	53	51	
合 計	減 員	42	8	14	28	19	111
	増 員	30	1	5	2	4	42
	差 引	△12	△7	△9	△26	△15	△69
	職員数	598	591	582	556	541	

(3) 定員管理の数値目標および進捗状況

平成17年 4 月 1 日～平成22年 4 月 1 日における定員管理の数値目標

平成17年 4 月 1 日職員数	平成22年 4 月 1 日職員数	純減数	純減率
556人	467人	89人	16%

人事行政の運営等の状況

1 職員の任免および職員数に関する状況

(1) 職員の採用・退職者の状況

区 分	採用者数	退 職 者 数				
		総 数	定年退職	勸奨退職	普通退職ほか	死 亡
平成13年度	22	29	15	7	6	1
平成14年度	15	27	15	5	6	1
平成15年度	22	28	14	8	5	1
平成16年度	13	29	15	9	5	0
平成17年度	6	25	6	12	7	0

※採用には再任用フルタイム職員を含む。

（2）勤務成績の評定の状況

職員の昇任などに勤務成績の評定をしています。平成17年度に実施した勤務評定は次のとおりです。

評定の対象者	管理職および主任昇任選考、再任用職員選考
評 定 者	所属課長を評定者、所属部長を評価調整者として評定
評 定 方 法	職務行動等を各評定要素に設定した評定項目ごとに 5 段階の絶対評価で評価を行う。
評 定 要 素	勤務成績（責任感、正確性、柔軟性、事務処理能力など） 知識・技能（知識・スキル、情報収集力、判断力、課題解決力など） 意欲（積極性、チャレンジ精神） 接遇能力（接遇基礎能力、応対能力、規律遵守など） 対人関係力（統率力、協調性、調整能力など）

8 職員の福祉および利益の保護の状況

（1）東京都市町村職員共済組合事業の概要

東京都における区部を除く26市 5 町 8 村と一部事務組合で組織する東京都市町村職員共済組合に加入しています。共済組合は法律に基づき、主に健康保険、年金等の業務を行っています。

事 業 名	内 容
短期給付事業	組合員とその家族の病気、ケガ、出産、死亡、休業または災害に対して必要な給付を行う。
長期給付事業	組合員の退職、障害または死亡に対して年金または一時金の給付を行う。
福 祉 事 業	健康診査などの健康の保持増進事業、保養施設の運営、住宅資金の貸し付けなどを行う。

（2）職員共済会事業の概要

市は法律に基づき事業主の責任において行う職員の福利厚生事業を、条例に基づき設置された粕江市職員共済会を通じて行っています。職員共済会の運営は、職員本人の掛金と市および加入団体からの交付金で賄われています。掛金は本俸の1,000分の 5、交付金は流動的で、平成16年度は掛金 1 に対し交付金 1 となっていますが、平成17年度以降は掛金 1 に対し交付金0.2となっています。

事 業 名	事業の目的と内容（平成17年度）
給 付 事 業 費	会員の結婚、出産、子の就学、傷病、弔慰、人間ドック、災害、永年勤続、リフレッシュ、ライフプラン、餞別金等に対し給付
福利厚生事業費	会員個人、あるいはその家族等との福利厚生 家族等慰安、保養施設借り上げ(夏季限定43日間 3 施設)、退職者歓送会
教養文化事業費	会員およびその家族の文化と教養を高めるための事業 観劇、サークル活動
体育保健事業	会員およびその家族の体の健康回復に資するための事業 プール遊泳利用券配付、スポーツ大会、J リーグ・プロ野球観戦

（3）健康保持・安全衛生管理

職員の疾病予防、健康障害の早期発見を図るために労働安全衛生法に基づく定期健康診断を実施し、そのほかにも個別の健康診断を実施しています。

また、健康保持・増進のために健康教育や産業医、保健師による健康相談や職員が健康で安心して職務に精励できるような環境づくりの話し合いを中央安全衛生委員会で行っています。

■健康診断・健康教育の実施状況（平成17年度）

No.	件 名	受講者・回数
1	定期健康診断	603人
2	V D T 健康診断	377人
3	腰痛健康診断	199人
4	生活習慣病講座	48人
5	メンタルヘルス講座	38人
6	腰痛・頸肩腕障害予防研修 12施設 (保育士、看護師、給食調理員等対象)	4 回

※一般職員のほか、嘱託職員も含む。

（4）公務・通勤災害補償制度

職員の公務上の災害または通勤途上における災害の補償については地方公務員災害補償基金東京都支部に加入し、地方公務員災害補償法に基づき補償されています。

■公務災害・通勤災害発生状況

区 分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
公 務 災 害	6	10	7	13	3
通 勤 災 害	0	1	2	1	1
合 計	6	11	9	14	4

9 東京都市町村公平委員会の報告事項

公平委員会とは、法律に基づき職員からの勤務条件に関する措置要求や不利益処分の不服申立てを受け付け、審査する機関です。東京都市町村公平委員会からの報告事項は次のとおりです。

（1）勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与、勤務時間そのほかの勤務条件に関し、公平委員会に対して、市の当局により適切な措置が取られるべきことを要求することができます。要求件数は次のとおりです。

16年度からの継続案件	17年度要求事案数	完結件数	18年度継続件数
0	0	0	0

（2）不利益処分に関する不服申立ての状況

職員は、懲戒そのほか意に反する不利益な処分を受けた場合、公平委員会に不服申立てができます。申立ての件数は次のとおりです。

16年度からの継続案件	17年度要求事案数	完結件数	18年度継続件数
0	0	0	0

（2）休暇制度の概要

休暇制度は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇および介護休暇に区分されます。

種 類	付与日数	種 類	付与日数
病 気 休 暇	3 月以内	慶 弔 休 暇	結婚 6 日 忌引(親族により) 1 ～10日
公民権行使等休暇	必要と認められる時間	永 年 勤 続 休 暇	10年 3 日 20年 5 日 50歳 7 日
妊 娠 出 産 休 暇	16週間以内	事 故 休 暇	必要と認める時間または期間
妊 娠 初 期 休 暇	10日以内	骨 髄 提 供 等 に 係 る 休 暇	必要と認められる日または時間
母子保健健診休暇	必要と認められる時間	夏 季 休 暇	5 日以内
妊 娠 通 勤 時 間	1 日当たり60分以内	ボランティア休暇	5 日以内
育 児 時 間	1 日当たり90分以内	介 護 休 暇	1 週間以上180日以内
出 産 支 援 休 暇	2 日以内		
子 の 看 護 休 暇	5 日以内		
生 理 休 暇	2 日以内		

（3）年次有給休暇の取得状況（平成17年 1 月 1 日～12月31日）

職員には、1 年当たり20日間の年次有給休暇が与えられます。残日数がある場合は、20日を限度として翌年に繰り越すことができます。

総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日数	取得率
22,013.3日	7,438.6日	580人	12.8日	33.8%

（4）育児休業の取得状況（平成17年度）

職員が育児をするための休業制度があり、最長 3 年間取得することができます。育児休業は 1 日単位で、部分休業は時間単位で取得することができます。

区 分	男	女	計
育児休業	0	11	11
部分休業	0	1	1

（5）介護休暇の取得状況（平成17年度）

男	女	計
0	3	3

5 職員の分限および懲戒処分の状況

（1）分限処分者数（平成17年度）

分限処分は、公務能率を維持することを目的として、心身の故障や職に必要な適格性を欠くなど一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。分限処分には、免職、降任、休職および降給の 4 種類があります。

免職	降任	休職	降給	計
0	0	10	0	10

（2）懲戒処分者数（平成17年度）

懲戒処分は、公務における規律と秩序を維持することを目的として、職員が法令や職務上の義務等に違反した場合に道義的責任を問うために行う処分です。懲戒処分には、免職、停職、減給および戒告の 4 種類があります。

免職	停職	減給	戒告	計
0	0	0	0	0

6 職員の服務の状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければなりません。職務の遂行に当たって職員が守るべき義務である服務に関する基本原則は次のとおりです。

服務に関する基本原則	概 要
法令等および上司の職務上の命令に従う義務	職員の職務遂行に当たっては、法令・条例等の規定に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなくてはならない。
信用失墜行為の禁止	職員は、職の信用を傷つけ、または職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
秘密を守る義務	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならず、退職後も同様である。
職務に専念する義務	職員は、勤務時間および職務上の注意力のすべてを職責遂行のために用いなければならない。
政治的行為の制限	職員は、政党そのほかの政治的団体の結成等に関与する等の政治的行為をしてはならない。
争議行為等の禁止	職員は、争議行為等をしてはならない。
営利企業等の従事制限	職員は、営利企業等に従事することが制限され、従事する場合は、許可を得なければならない。

7 職員の研修および勤務成績の評価の状況

（1）職員研修の実施状況

職員の研修は「人材育成基本方針」に基づき、研修制度を体系化しています。平成17年度の職員研修の実施状況は次のとおりです。

区 分	研修名	研修数	人 数
階 層 別 研 修	新任職員研修	1	7
	新任フォロー研修	1	15
	主任研修	1	45
	係長職研修（O J T 研修）	1	15
	管理職研修（人材育成研修）	1	8
特 別 研 修	汚職等非行防止研修	1	29
	男女平等理解のための職員研修会	1	33
	普通救命講習会	1	33
	東京都市町村職員研修所	44	137
派 遣 研 修	東京都職員研修所	1	1
	各種講習会派遣	10	27
	その他派遣研修	15	23
合 同 研 修	研修所第 3 ブロック合同研修	3	11
職 場 内 研 修	職場内（O J T）研修		
自 主 研 修	自主研修制度		134

旧第七小学校跡地の暫定活用等説明会

旧第七小学校跡地（西野川四丁目8番）について、当面の間の活用方法や管理体制等について、説明会を実施します。

また、狛江市まちづくり総合プランを基に今後の活用方法を検討していく予定です。

〔日時〕 2月25日(日)午前10時～正午

〔会場〕 上和泉地域センター
〔問い合わせ〕 企画経営室



小額契約希望業者登録申請の受け付け

市が発注する小額の見積り競争等のみを希望する市内業者を対象に、狛江市小額契約希望業者登録申請を受け付けます。

営業に関して成年者と同一の能力を有しない未成年者、青年被後見人、被保佐人または破産者で復権していない者でないこと

〔契約対象〕

▽すべての修繕

▽1件の支出予定額が10万円未満の消耗品の購入

▽主管課が発注する1件50万円未満の工事委託

▽物品単価契約による購入

〔登録対象〕

▽本店の所在地が市内にあること（個人の場合は、市内に住民登録または外国人登録があること）

▽法人市民税または個人市・都民税の滞納がないこと

▽許可・免許等を営業の要件とする業種については、その許可等を受けていること

▽個人で営業している場合は、〔問い合わせ〕契約課

▽東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる資格審査に登録していないこと

〔登録申請に必要な書類〕

▽法人の場合 ①発行日から3カ月以内の登記簿謄本②発行日から3カ月以内の印鑑証明書

▽個人の場合 ①発行日から3カ月以内の印鑑証明書②身分証明書③市・都民税納税証明書

〔受付期間〕 3月1日(木)～16日(金)

〔申請書〕 市ホームページからダウンロードしてください。契約課でも配布しています。

〔問い合わせ〕 契約課

行政けいごばん

市税・介護保険料の納付および相談窓口

▽日曜窓口

〔日時〕 2月25日(日)午前8時30分～午後5時

▽夜間窓口

〔日時〕 2月22日(木)午後8時～

〔会場〕 収納課

なお、平成18年度固定資産税・都市計画税(第4期分)、国民健康保険税(第8期分)、介護保険料(第8期分)は、2月28日(水)までに納めてください。

※納付は便利で納め忘れのない口座振替をご利用ください。

〔問い合わせ〕 収納課

会社などを退職するとき は国民年金の手続きを

20歳以上60歳未満で会社等を退職する方は、国民年金第2号被保険者(厚生年金加入者)から国民年金第1号被保険者に変更しますので保険年金課で変更(加入)手続きをしてください。

ただし退職後、厚生年金保険の被保険者または共済組合加入員の被扶養配偶者となる方は、国民年金の第3号被保険者となりますので、配偶者の勤務先で手続きをしてください。

〔問い合わせ〕 保険年金課

木造住宅耐震診断の費用を一部助成しています

住宅が必要な耐震性能を有しているかどうかを判断するため耐震診断を行う場合、費用の一

部を助成しています。

〔助成対象住宅〕 昭和56年5月31日以前に建築された市内の木造住宅または木造集合住宅。ただし、一つの建築物を複数の用途として使用している場合は、延べ面積の過半が住宅の用途に供していること。

〔助成対象者〕 助成対象住宅を所有する個人。共有建築物・区分所有建築物にあつては共有者・区分所有者の合意による代表者。ただし、納期の経過した市税を全員が完納していること。

〔助成金額〕 耐震診断に要する費用の3分の1(上限5万円)

※申請する場合は、診断前に必ずご相談ください。申請後に要件審査・耐震診断事業者紹介等の手続きがありますので、耐震診断実施までに多少の時間がかかることがありますので、ご了承ください。

〔申し込み・問い合わせ〕 産業生活課へ。

自立支援医療の受給者証 (精神通院)の有効期限 が切れる方は更新の手続きが必要ですよ

精神疾患で通院治療を受けている方で、対象となる方に自立支援医療受給者証(精神通院)を交付していますが、有効期間は原則1年間となっています。更新の手続きは、有効期限の切れる3カ月前から行えますので有効期限の切れる方は忘れずに手続きをしてください。

〔問い合わせ〕 社会福祉課

市立図書館協議会委員募集

〔対象〕 公共図書館に関心があり、図書館の利用経験がある18歳以上の市内在住・在勤者

〔募集人員〕 若干名

〔任期〕 4月1日から2年間

〔会議開催日〕 原則平日の夜間

〔申し込み・問い合わせ〕 2月28日(水)(必着)までに、住所・氏名・年齢・職業・電話番号および作文「狛江の図書館について感じることを1,000字程度にまとめ、持参または郵送(〒201-8585和泉本町1-1-5)で中央図書館 ☎(3488) 4414へ。

国民年金保険料の臨時納付・相談窓口開設

〔日時〕 2月26日(月)・27日(火)午前10時30分～午後4時

〔会場〕 保険年金課

〔問い合わせ〕 府中社会保険事務所 ☎042(361)1011

年金相談センター(来訪相談専用)をご利用ください

都内には、社会保険事務所のほかに5カ所の年金相談センターで、厚生年金保険や国民年金の受給に関する相談、裁定請求書の受け付け等を行っています。受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までです(国分寺年金相談センターは午前9時から)。

▽新宿年金相談センター 新宿区西新宿1-7-1松岡セントラルビル ☎(3343) 5171

▽大森年金相談センター 大田区山王2-8-26東辰ビル ☎(3771) 6621

▽立川年金相談センター 立川市曙町2-7-16鈴春ビル ☎042(521) 1651

▽町田年金相談センター 町田市森野1-15-13バリオビル ☎042(720) 2101

▽国分寺年金相談センター 国分寺市南町3-20-3国分寺タ1ミナルビル ☎042(359) 8451

年金証書を紛失・き損の際には、再交付の手続きを忘れずに

年金証書は、年金受給者の証としてご本人に交付されるもので、年金に関する手続きの際に必要な大切なものです。万が一、年金証書を引越しなどで紛失またはき損した場合は、再交付の手続きが必要です。

年金証書の再発行は、府中社会保険事務所の窓口で配布している「年金証書再交付申請書」に必要事項を記載し申請してください。き損の場合は、その年金証書も添付してください。

なお、本人以外の方が申請する場合は、委任状と委任を受けた方の身分証明書が必要となります。

〔問い合わせ〕 府中社会保険事務所 ☎042(361)1011

国民年金保険料の納め忘れはありませんか

国民年金には、老後の生活のために65歳から支給される「老齢基礎年金」、思わぬ事故や病気で障がいが残ったときに支給さ

れる「障害基礎年金」、一家の働き手が亡くなったとき支給される「遺族基礎年金」があります。

これらの年金を受けるためには、保険料を納めていくことが大切です。納め忘れをそのままにしておくと、年金額が低額になることや、受給できなくなる場合があります。再度、お手元の領収証書や預金通帳、社会保険料控除証明書などで納め忘れがないかをご確認ください。

また、国民年金の納付記録は、社会保険事務所、年金相談センター、ねんきんダイヤルや社会保険庁ホームページの年金個人情報提供サービス等でも確認できます。

〔問い合わせ〕 府中社会保険事務所 ☎042(361)1011

国民年金保険料の納付は お得な口座振替を

口座振替には、4月から1年分の保険料をまとめて納付すること、3,550円が割引になる前納制度と、当月の国民年金保険料を当月末に納付することで月々の保険料が50円割引になる早割制度があります。

口座振替による前納制度または早割制度を希望する場合は、手続きが必要となります。

なお、口座振替の確認等に1カ月程度かかることがあるため、2月中に手続きをしてください。

3月になると、口座振替が間に合わないことがあります。口座振替の申し込みは、郵便局、各金融機関または社会保険事務所で受け付けています。

〔問い合わせ〕 府中社会保険事務所 ☎042(361)1011

健康と衛生

健康診査

Health

■1歳6カ月児健康診査

〔日時〕3月5日(月)受付時間は午後1時～1時30分〔会場〕あ

いとびあセンター〔対象〕平成17年8月生まれの幼児〔持ち物〕母子健康手帳・問診票・保険証・現在使っている幼児の歯ブラシ※対象者には個別に問診票を送付しています。

〔問い合わせ〕健康課 ☎（3488）1181

■3歳児健康診査

〔日時〕3月15日(木)受付時間は午後1時～1時30分〔会場〕あいとびあセンター〔対象〕平成16年2月生まれの幼児〔持ち物〕母子健康手帳・問診票・目と耳のアンケート・尿・保険証※対象者には個別に問診票を送付しています。

〔問い合わせ〕健康課 ☎（3488）1181

予防接種

Health

■BCG接種

〔日時〕3月6日(火)受付時間は午前10時～10時30分〔会場〕あいとびあセンター〔対象者〕生

〔申し込み・問い合わせ〕健康課 ☎（3488）1181へ。

■むし歯予防教室

むし歯予防について、歯科衛生士・管理栄養士がお話をします。

後3～6カ月未満（平成18年9月8日～12月7日生まれ）の乳児〔持ち物〕母子健康手帳・予診票・髪の毛をまとめるゴム・ピン等※対象者には個別に問診票を送付しています。

〔日程・対象〕▽2月23日(金)、1歳～1歳6カ月児の保護者▽2月21日(水)・3月14日(水)、1歳7カ月～3歳未満児の保護者

教室

〔時間〕午前9時55分～11時〔会場〕あいとびあセンター〔持ち物〕母子健康手帳・ボールペン（黒・幼児が使っている歯ブラシ）

■講演会「お酒とのつきあい方」

アルコール依存症の理解と対応

〔日時〕3月8日(木)午後1時30分～3時30分〔会場〕あいとびあセンター〔講師〕岩崎正人さん（岩崎メンタルクリニック院長）※当日直接会場へお越しください。

■育児学級

生後5～6カ月児の赤ちゃんの保育と離乳食（初期）について、保健師・管理栄養士がお話をします。

受講中は、民生委員が赤ちゃんをお預かりします。

〔日時〕3月1日(木)受付時間は午後1時～1時20分（3時30分終了予定）〔会場〕あいとびあセンター〔持ち物〕母子健康手帳・筆記用具・バスタオル・赤ちゃんの飲み物など



■講演会「笑い与健康」

最新医療の分野でも注目されている「笑いの効用」。心も身体も元気になって、前向きにチャレンジする活力が湧いてくる「笑顔」について一緒に考えてみませんか。

〔日時〕3月10日(土)午後1時30分～3時〔会場〕あいとびあセンター〔講師〕古川文隆さん（日本ウエルネス協会専務理事）※当日参加も可能です。

〔申し込み・問い合わせ〕健康課 ☎（3488）1181へ。

■マタニティ講演会

妊娠中の心と体に関すること、お兄ちゃんお姉ちゃんになる子どもの心について学びます。

3月の介護予防普及啓発事業

こまえ苑

こまえ正吉苑

■コーディネーショントレーニング

〔日時〕1日(木)午後1時30分～3時

〔講師〕大胡淳二さん（やまねメデイカル）

〔講演〕認知症の正しい理解と早期受診はなぜ必要なのか

〔日時〕17日(土)午後2時～3時30分

〔講師〕西村敏樹さん（成城木下病院医師）

■健康体操教室

〔日時〕8日(木)・22日(木)・29日(木)午後1時30分～3時

〔講師〕在宅介護支援センター職員

〔定員〕各回先着20人

〔申し込み・問い合わせ〕2月16日(金)から在宅介護支援センターこまえ苑 ☎（3489）2417へ。

〔健康づくり教室〕体操と講話

〔日程〕2日(金)・16日(金)・19日(月)

〔勉強会〕肺炎予防

〔日程〕20日(火)

〔体操教室〕心肺機能向上

〔日程〕23日(金)

〔時間〕各回午後1時30分～3時

〔会場〕

▽2日(金)野川地域センター

▽16日(金)・20日(火)・23日(金)こまえ正吉苑

▽19日(月)谷戸橋地区センター

〔定員〕各回先着20人

〔講師〕各回とも在宅介護支援センター職員

〔申し込み・問い合わせ〕2月16日(金)から在宅介護支援センターこまえ正吉苑 ☎（5438）2522へ。

正午〔会場〕あいとびあセンター

〔対象〕2人目以降を妊娠中のお母さんとお父さん〔定員〕先着15組（1人での参加も可能）

〔講師〕佐味光子さん（カウンセラー）※保育あり。申し込み時に予約をしてください（先着8人）。

〔申し込み・問い合わせ〕健康課 ☎（3488）1181へ。

■糖尿病予防フェスタ

〔日時・内容〕3月3日(土)▽午後

小児初期救急
平日夜間診療

〔診療日〕月～金曜日（当院の休診日は除く）

〔受付時間〕午後7時～9時30分

〔対象〕15歳以下の急病のお子さん

※事前に電話をしてから受診

○慈恵第三病院内「狛江調布小児初期救急平日準夜間診療室」

☎（3488）2061

休日診療

〔診療日〕18日・25日

〔受付時間〕午前9時～11時30分・午後1時～4時30分

〔会場〕あいとびあセンター

○休日応急診療所

☎（3488）9121

○休日歯科応急診療所

☎（3488）9171

○休日診療薬局

☎（3488）1519

○狛江消防署

☎（3480）0119

○ひまわり

☎（5272）0303

インターネットhttp://www.himawari.metro.tokyo.jp/

多摩府中保健所

☎042（362）2334

以下は広告枠です

見て、ふれて、感じて下さい。
OMソーラの家
太陽の床暖房
体感OM見学会
太陽熱を利用した床から家全体を温める”暖かい”床暖房
お気軽にお電話下さい、ご案内します。
フリーダイヤル **0120-100-321**

新築

住む人の安らぎを育む

リフォーム

自然素材の家づくり
日本の木は安心・安全・長持ち
健康・快適生活に最適です。

住まいと暮らしの調和を創る

トークンリフォーム

URL▶http://www.token-h.co.jp/

0120-565-321

●一級建築士事務所●建築・施工・監理

株式会社 東建ハウジング

東京都狛江市岩戸北1-7-9 ☎03-3488-1001

info@token-h.co.jp

インフォメーション

セミナー

■障がい者就労セミナー「働いて活きる」と

〔日時〕3月3日(土)午後1時～4時〔会場〕中央公民館〔定員〕150人〔パネリスト・報告者〕米田暢子さん（東京障害者職業センター多摩支所）、小松邦明さん（杉並区障害者雇用支援事業団）、難波英勝さん（㈱ビジネスプラス代表取締役社長）、当事者（身体・知的障がいの方）〔コーディネーター〕松矢勝宏さん（目白大学人間社会学部教授）

催し

〔申し込み・問い合わせ〕専用紙で狛江市障害者地域自立生活支援センター ☎（5438）3533、FAX（3430）9779へ。

■国際交流協会「日本語スピーチコンテスト」

〔日時〕3月4日(日)午後1時30分～5時〔会場〕中央公民館〔内容〕海外出身の方々が日本語でスピーチします。



〔問い合わせ〕市民協働課

ペットはマナーのある飼い方を

犬の飼い主の皆さんへ

犬の散歩に行くときは、必ずふんを持ち帰って始末しましょう。ふん等による臭いの苦情や生け垣が枯れる被害が起きています。飼い主としての責任を果たしましょう。犬の鳴き声が近隣のストレスとならないよう気を配りましょう。

犬が苦手な人も大勢います。必ず引き綱を付けましょう。鑑札・注射済票を付けましょう。

猫の飼い主の皆さんへ

室内飼育をしましょう。失踪・ふん尿被害・事故の防止、感染症予防になります。迷子札や首輪を付け、連絡先を書きましよう。猫の消息を把握するためにも重要です。不妊去勢手術をしましょう。一部の無責任な飼い主が原因で野良猫が増えています。不幸な命を生み出さないためにも手術をしましょう。

〔問い合わせ〕健康課 ☎ 3488（1181）

募集

■やさきやま文庫おはなし会

〔日時〕2月24日(土)午前10時30分～正午〔会場〕第三小学校

〔内容〕▽大型絵本「ねこのくにおきやくさま」▽おはなし「かえるとふくろう」▽工作「フィルムケースのこま」〔協力〕こまえおはなしの会「くーすけ」

※小学校低学年を対象としていますが、どなたでもご参加ください。

〔問い合わせ〕社会教育課

■小・中学校臨時職員

▽事務〔対象〕50歳までの方

〔勤務日時〕3月12日から平成20年3月31日までの教育委員会が指定する日(週4日、1日6時間)

▽用務〔対象〕62歳までの女性

〔勤務日時〕4月1日から平成20年3月31日までの教育委員会が指定する日(週5日、1日6時間)〔勤務場所〕各職種とも市内小・中学校〔募集人員〕各職種とも若干名※応募書類は返却しません。

〔申し込み・問い合わせ〕2月28日(水)までに履歴書持参で学校教育課へ。

■ブックスタート説明員（臨時職員）

〔対象〕市内在住の方〔勤務日時〕原則第3水曜日午後1時～4時、年9回〔勤務場所〕あいとびあセンター〔募集人員〕1人

〔申し込み・問い合わせ〕2月28日(水)までに履歴書持参で中央図書館 ☎（3488）4414へ。

■保育士（非常勤）

〔勤務日時〕月・金曜日午前9時30分～午後1時30分および水曜日午前9時30分～午後5時

〔勤務場所〕子ども発達教室、ぱる〔募集人員〕1人※4月から勤務（応相談）。随時面接選考

〔申し込み・問い合わせ〕社会福祉協議会 ☎（3488）0294へ。

公民館

◎中央公民館

☎（3488）4411

■中央公民館保育室の利用者募集

〔保育日時〕4月下旬から水・木・金曜日のいずれか午前10時～正午〔対象〕平成19年度に公民館でのグループ活動で、学習したい方の子ども（学齢前まで。要相談）〔定員〕先着10人程度〔費用〕おやつ代（実費）と運営費（一部負担あり）〔申し込み〕2月16日(金)～28日(水)の平日午前9時～午後5時

■コマエスタイル（青年教室）

〔日時〕3月9日(金)午後7時～9時〔内容〕幸せな結婚運をつかむために〔講師〕大安ケイコさん（結婚カウンセラー）

■春休み小学生将棋教室

〔日時〕3月28日(水)～30日(金)（全3回）、午前10時～11時30分〔定員〕先着30人〔講師〕高野秀行さん（日本将棋連盟棋士）ほか

子育て



◎和泉児童館

☎（3480）1441

■ひまわりリトミック

〔日時〕2月28日(水)▽Aクラス午前10時から▽Bクラス11時から

〔対象〕▽Aクラス3歳児以上

の親子▽Bクラス2歳児親子〔定員〕各回30組〔申し込み〕16日(金)から

■児童館内合宿

〔日時〕3月17日(土)～18日(日)〔対象〕小学生〔参加費〕1,000円

〔申し込み〕2月19日(月)から

■おやつ作り「かぼちゃのカルパッチョ」〔日時〕3月3日(土)午後2時～4時〔対象〕小学生〔定員〕先着20人〔参加費〕100円〔申し込み〕2月19日(月)から

図書館

◎上和泉地域センター

☎（3489）9101

■上和泉おはなし会〔時間〕各回とも▽0歳からの部午後3時15分から▽4歳からの部3時45

■映画会「ドラえもん のび太と銀河超特急」〔日時〕2月19日(月)午後3時から〔対象〕小学生（幼児は保護者同伴）

◎岩戸児童センター

☎（3489）5414

■ロッキーマーケット

〔日時〕3月3日(土)午後2時～3時30分〔対象〕小学生・年長児（保護者同伴）〔内容〕子どもたちによる色々なお店のお店屋さんごっこ〔申し込み〕2月19日(月)から

◎子ども家庭支援センター

☎（5438）6606

■子ども服リサイクル

〔日時〕3月5日(月)午前10時～11時30分※提供品を2月19日(月)から3月3日(土)まで募集します。サイズごとにまとめ、表記してお持ちください。おもちゃ、ぬいぐるみ、靴などの小物のご遠慮ください。

◎多摩川保育園

☎042(483)4667

■手話ライブと園庭開放

〔日時〕2月22日(木)午前10時～11時

分から▽2月

19日(月)〔絵本〕

ゆきおんな・

それいけあか

いきかんしゃ

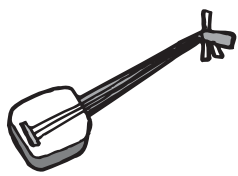
〔おはなし〕

しゃみせんの

き▽26日(月)〔絵本〕ぼとんぼと

んはなんのおと・そりすべり・

もりのひなまつり



以下は広告枠です

公社のケア付き高齢者住宅「明日見らいふ南大沢」見学会の開催（昼食付き：予約制）

【開催日】2月23日(金)、3月2日(金)、3月9日(金)、3月16日(金)他

「明日見らいふ南大沢」では、より多くの皆さまに「明日見らいふ南大沢」を知っていただきたく、昼食付きの見学会を開催しております。この機会に、「明日見らいふ南大沢」をご見学してみたい方がでしょうか？

ご家族、ご友人とお誘い合わせの上、ぜひともご参加ください。

JK 東京都住宅供給公社 明日見らいふ南大沢現地管理事務所 TEL042-679-3040

東京都八王子市南大沢3-16-1 <http://www.to-kousya.or.jp/> 受付時間：月～金曜日 9時～17時（土日・祝日、年末年始を除く）

- 見学会の昼食代は無料です。
- 予約制です。（お電話にてご予約ください。）
- 交通

京王相模原線「南大沢」駅下車、バス「南大沢団地循環」(1番のりば)又は「京王堀之内駅行」(2番のりば)で約5分、「南大沢団地」下車、徒歩2分(約100m)

パンフレットのご請求も承ります。



「明日見らいふ南大沢」外観

市長への手紙

あなたの声を市政に



皆さんから届いた「市長への手紙」の一部を要約して紹介します。

〔問い合わせ〕秘書広聴課

「意見・ご提案」

我が家の子は、保育園に入れたもらえません。妻が働いていないからです。大体の方が保育園に預ける前に、祖父母などに子供を預けて仕事に出ています。我が家には祖父母もいません。働きに出たくとも、子どもを見てくれる人がいません。あちらの子は預かって、こちらの子は預からないなんて、どう考えたっておかしいと思います。

市長回答

市内には公私立合わせて認可保育園は9カ所ありますが、現状では、0～3歳児はどの園にも定員に空きがなく、共働き世帯や父子・母子家庭のお子さんであっても、定員に空きが出ないとい入所できない状況にあります。

市では、受入定員数を拡大する努力を重ねてきましたが、入所を希望される方々の増加数に追いつかず、ほかの施設のご利用をお願いしている次第です。現在、認証保育所や認可外保育施設に対しては通所児童数に応じた補助（児童1人当たり月額10万円弱）をしています。それでも5～6万円の本人負担が生じるため利用者が少なく、受入定員に空きがあります。出来れば、認可保育所の空き待ちの間、認可外保育施設等に預け

て働いていただければ、入所選考の際、入所指数に3ポイント加算される調整指数方式が採用され、これによって今後の入所指数（認可保育所の入所に当たっては、保育に欠ける状況を7項目42細目に分け、さらに調整指数を18分野ごとに加減した方式を基に入所の選考を行っていただきます）が少しでも上がり優先度が高くなると思われます。

ご負担をおかけしてしまいましたが、こうした点も検討していただければと思います。

「市ホームページ」市長への手紙」回答（平成18年10月分）に掲載

「意見・ご提案」

狛江市には青少年のスポーツクラブがいろいろありますが、市としてこれらをサポートする体制をとっているでしょうか。例えば、土・日曜日の小・中学校の校庭や体育館を開放したり、市民総合体育館の土・日曜日の優先利用などはいかがでしょう。青少年の健全な育成に狛江市は具体的にどのように取り組んでいるのかお聞かせください。

市長回答

狛江市は平成17年3月に「狛江市次世代育成支援行動計画」を定め、青少年育成に関する諸施策を総合的に進めているところ

ろです。

狛江市の取り組みをお知らせいたしますと、学校施設につきましては、学校行事や部活動など学校教育に支障のない範囲で、平日の小学校の体育館は、午後6時から9時まで。休日、祝日、三季休業（春休み・夏休み・冬休み）の小学校の体育館、校庭および第二中学校の校庭は、午前8時から午後6時まで開放しています。

これらの学校施設開放は、特に青少年のための使用に限っては、おらず一般市民も利用できますが、校庭の使用はそのほとんどが、少年野球、サッカーなどの小学生のスポーツ団体の利用となっています。また、体育館においても、成人の団体のみならず青少年および児童の団体もスポーツを楽しんでいます。

体育施設においても少年少女のスポーツ振興として、小学生向けに2つのスポーツ教室（本年度はフットサル・バドミントン）を実施しており、中学・高校生向けの教室も実施を予定しています。

また、一般の方も含めた利用となりますが、総合体育館では5種目（バドミントン・卓球・バスケットボール・バレーボール・ビーチボール）の個人開放を実施しています。

ご提案をいただきました総合体育館の土・日曜日の優先予約につきましては、現在利用登録団体の一般予約、大会予約などでほぼ埋まっており、今のところ定期的な優先予約は困難な状況にあります。今後、利用団体等の意向も把握しながら、検討していきたいと思っています。

このほか、年少少女のスポーツ、活動の場として西和泉グラウンド（多摩川住宅内）の放課後時間帯の開放に向けて現在、検討しているところです。

「市ホームページ」市長への手紙」回答（平成18年11月分）に掲載

「意見・ご提案」

税制改正についてのお願いです。

昨年度あたりから一般市民に対する税制改正（増額）の気運が高まり、老人控除、配偶者特別控除、関連する老人の医療費個人負担増額等、改正の内容も複雑で素人の一般市民、特に高齢者にとっては改正の趣旨やその改正による計算の方法、根拠等が理解できないのが実情だと思っています。こまえ広報の改正説明では理解できないと思いますので、適宜地区巡回説明会制をとり、十分納税者が納得できるような方法を検討していただけないでしょうか。

市長回答

ご指摘の通り、今回の税制改正は大変多岐にわたり、加えて年金生活をされている方々を中心にその影響は大きなものがあります。具体的には、平成17年度に公

的年金控除が140万円であったものが120万円に引き下げられ、老年者控除として65歳以上の方で合計所得1,000万円以下の方に適用していた48万円の控除が廃止されました。

さらに、定率減税が平成18年度に半減され、平成19年度に廃止となります。

また、65歳以上で合計所得金額が125万円以下の方は非課税でしたが、平成18年度から税額が発生することに伴うこととして講じられていた減額措置も、3分の2から3分の1に変更され平成20年度に措置廃止となります。

以上のものは、市民にかかる税制改正全体の一部で、おっしゃるように、なぜこのような課税額になるのか、なぜこれほど増えるのか、疑問に思っています。ただし、今回の税制改正は数年にわたることや、個人の所得等によって税額が変化すること、軽減が受けられるか否かの判定が複雑になっているなどの理由から、大勢の方を対象とした一般的な説明会ではなかなか理解しづらいだろうと考えます。従って、今回のご指摘をもとに「広報こまえ」12月1日号に税制改正の詳しい内容を掲載するとともに、市役所の2階カウンタールームで「税制改正に伴う相談は気軽にどうぞ」という案内板を立て、職員が個々のケースに合わせた説明をすることにいたしました。

「市ホームページ」市長への手紙」回答（平成18年12月分）に掲載

知ってナットク!! 介護保険 ⑩

負担限度額認定

介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）入所者またはショートステイ利用者の居住費（滞在費）と食費については、本人が入所する施設と個々に契約し、利用した日数に応じて全額自己負担することになっています。

この自己負担額について、世帯の課税状況や本人の所得に応じて上限（負担限度額）を設定し、負担の軽減を図ることができます。認定は3段階に区分されており、入所する部屋の形態などで限度額が変わります。利用者負担第4段階に

該当する方は、原則、認定の対象外です。認定の有効期間は、申請月の初日から翌年度の6月30日（4月から6月に申請した方は、同年の6月30日）までとなります。

サービスを利用する際には、事業者負担限度額認定証を提示し、負担限度額の範囲内で負担します。介護保険施設やショートステイに入所する予定のない方は、認定を受ける必要はありません。該当するサービスを利用する予定となつたときに申請をしてください。

「問い合わせ」高齢福祉課

消費生活相談コーナーから ④

おとり広告のミシン販売にご注意を！

新聞の折り込みチラシなどで、1万円前後の安いミシンの広告を見たことはありませんか？

手ごろなミシンを探していた方が、広告にあるミシンを見たのと電話をかけると、早速業者が自宅に来て希望のミシンを取り出し、作動させながら、言葉巧みに高性能な高額のミシンを薦められ、断っても強引な勧誘に結局予定外に高額なミシンを購入してしまった。

このように、新聞の折り込みチラシや展示場で安いミシンを宣伝し、購入希望者に広

告のミシンよりはるかに高額なミシンを売りつけられる被害が増えています。

さらに2年くらい経ってから同じ販売員が「以前販売したミシンの調子を見に来ました」と訪れ、再びミシンを売りつける悪質な業者もいます。

ミシン購入の際は信用のあるメーカー直売店で価格等を確認し、必要な機能のみを備えた適正な価格のものを選ぶことが肝心です。

万が一被害に遭ったら消費生活相談コーナーへご相談ください。

「問い合わせ」産業生活課